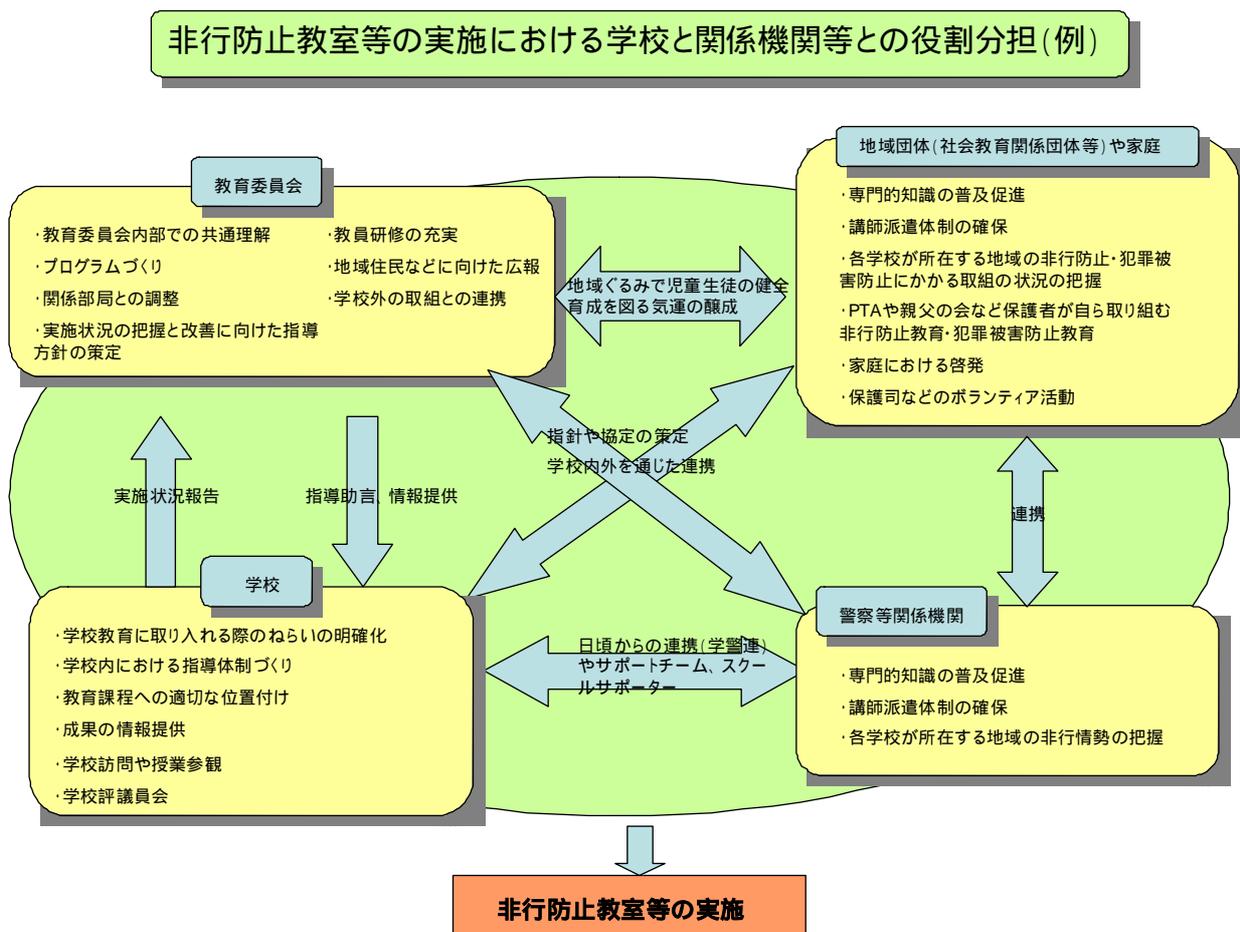


実践編

非行防止教室等を実施する際には、それぞれの実施主体が、非行防止教室等の内容やねらい等に応じて、関係機関との連携の下、適切に役割を分担することが必要である（役割分担の例として図3参照）。ここでは、非行防止教室等の主な実施主体となる学校、教育委員会、警察等関係機関ごとに、非行防止教室等の実践にかかわるポイントを整理したほか、家庭や地域との連携の在り方について作成した。

図3



また、それぞれが連携先のポイントを理解することも、共通理解や非行防止教室等の円滑な実施のために有益であり、また、学校・教育委員会・警察等関係機関以外の社会教育関係団体等が非行防止教室等を開催する際にも参考となるよう、ポイントを絞って記述してあり、全体を通じて読んでいただきたい。

1 学校

(1) 実施計画上のポイント

A 非行防止教室等のねらいの明確化

学校や地域の実情に応じたテーマの選択

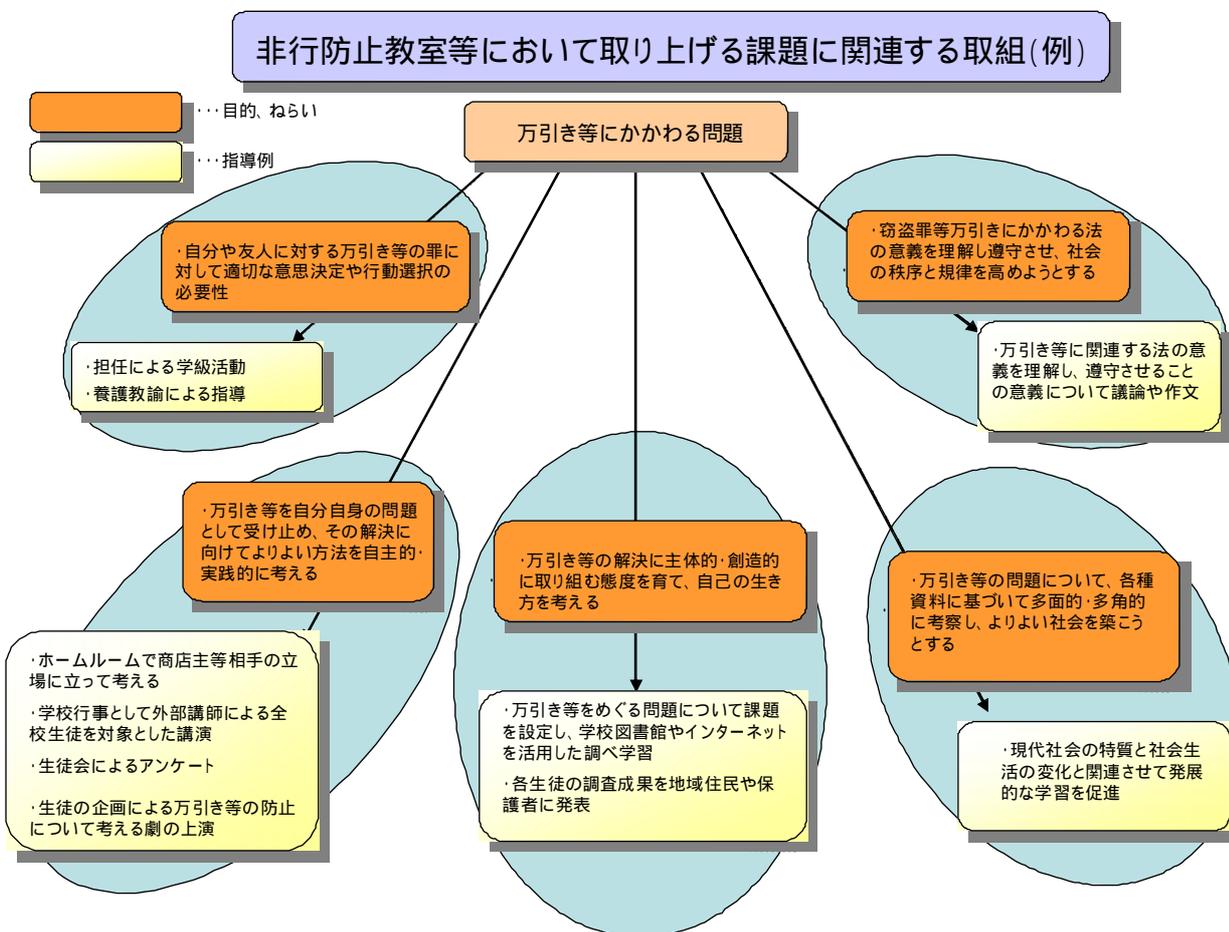
現在の少年をめぐる問題状況は、前述のとおり深刻な状態にある。これらの問題状況への対応という観点からは、各学校における非行防止教室等のねらいと併せて、現実の児童生徒をめぐる問題についても考慮した上で適宜テーマを選択することが有効である。

特に昨今の少年の規範意識の低下や深刻な犯罪被害の状況にかんがみると、初発型非行や非行の前兆的な問題行動に関する意識付け、被害の類型に応じた被害防止方策を取り上げることが重要となっていることから、非行防止教室等の対象となる児童生徒の実情等も踏まえつつ、適切なテーマを選定することが有効である。

児童生徒の発達段階を踏まえた計画づくり

非行防止教室等の実施に際しては、発達段階を踏まえた指導内容を検討し、教育課程に適切に位置付けることが重要である。また、時事的な問題に対する指導や、金銭にかかわる指導等については、指導計画の内容や具体の指導方法について、十分な検討が必要である。さらに、小学校低学年の啓発を主眼とした取組においては、就学前教育との関連にも留意し、道徳性の芽生えを図る観点から指導していくことが重要である（課題に関連する取組の例として図4参照）。

図4



イ 盗みへの対応

- ・ 友人が持っているから自分も欲しいではなく、なぜ必要かを考えさせる。
- ・ (物が)欲しくても、その欲求を自分で我慢する訓練をする。
- ・ 「欲しいから盗む」「盗られたから、取り返す」は、自己中心的思考であり、周囲に迷惑をかける。

ウ 関係法令

刑法(235条、254条)

C 喫煙・飲酒、薬物乱用(事例7,8及び9参照)

喫煙・飲酒

ア 正しい知識の修得

- ・ 未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されているばかりでなく、心身の健康に影響が大きい薬物である(たばこ、アルコールは、依存性があることを明確に伝える。)
- ・ 喫煙・飲酒の特徴的問題は、依存性(一回限りと思っても、止められなくなる)と耐性(たばこの本数の増加や飲酒の回数・量の増加)である。
- ・ 喫煙・飲酒により平成15年中全国で約58万人が補導されている。

イ 誘いを断る意志とスキルの育成

- ・ 喫煙・飲酒のきっかけは、多くの場合、好奇心や友人からの誘いである。
- ・ 小学生の頃から、友人や先輩から喫煙・飲酒を誘われた時の断り方を繰り返し訓練し、強い意志と断り方を身につける(ロールプレイングが有効)

ウ 関係法令

未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法

薬物乱用(覚せい剤・麻薬(MDMA、功イ等)・大麻・トルエン)

ア 正しい知識の習得

- ・ 覚せい剤・麻薬(MDMA、功イ等)・大麻・トルエン、シンナー等の乱用薬物別の薬理作用を知らせる(別表参照)
- ・ 薬物に対する間違った認識(例:覚せい剤はダイエットに効果がある、勉強がはかどる、大麻は身体に影響のないソフトドラッグ、一回位ならすぐ止められる)があるが、薬物は全て心身をむしばみ、家族、社会に害悪をもたらす。
- ・ 違法薬物の持つ問題として、強い依存性(止めたくても止められない)、耐性(効き目の弱い薬物から強い薬物へ、少量から多量へ)がある。
- ・ 違法薬物を取り締まるための法律があることを教え、乱用だけでなく所持も違法であることを知らせる。

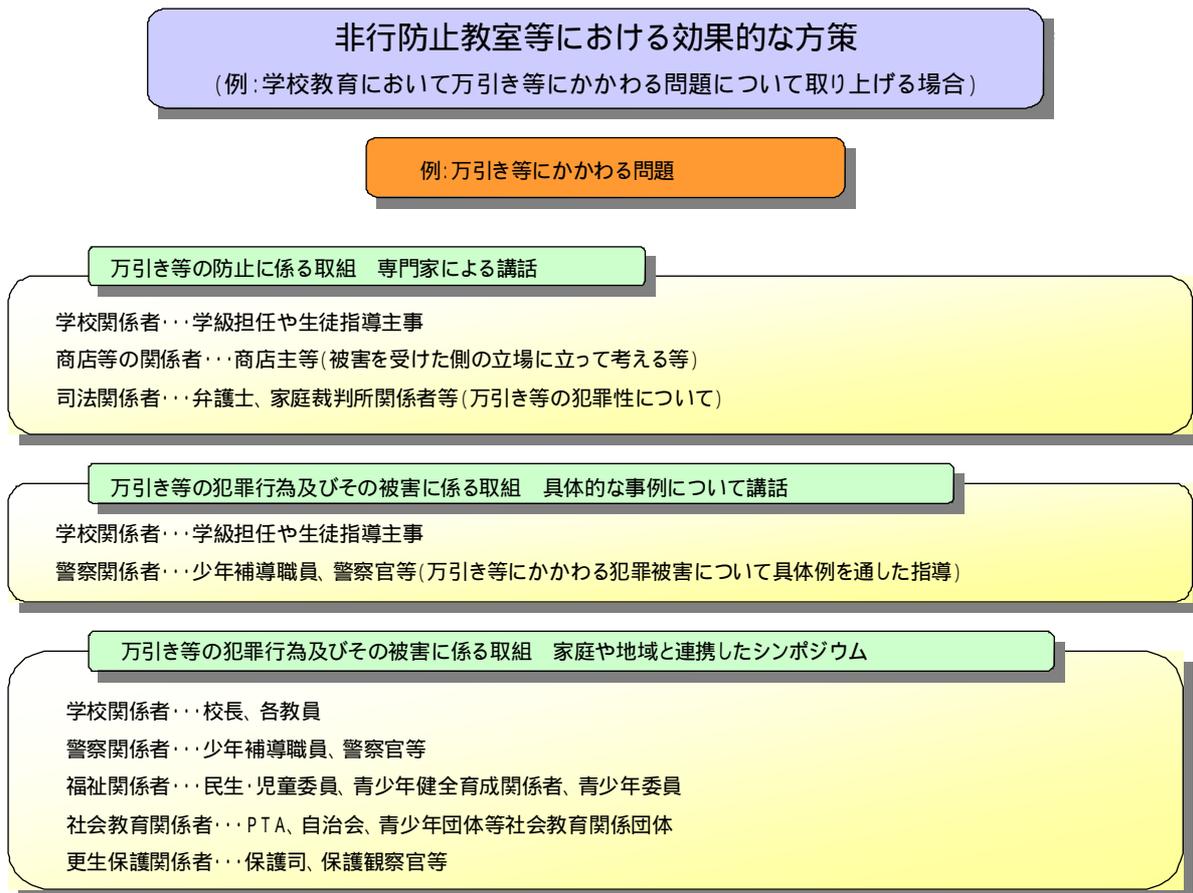
イ 現状の理解

- ・ 薬物売買の背後には暴力団等の犯罪組織が関与してその資金源となっている例が多く、地域差はあるものの以前と比べて、少年と薬物との距離が近づいている(最初はタダで少年に薬物を配り、客にしていた例もある。)
- ・ インターネットを媒介として、違法薬物から脱法ドラッグにいたるまで、様々な薬物が売買されている(脱法ドラッグ:「法律に抵触しない」といわれるものであるが、麻薬に似た成分を含有するものもあり、健康被害のおそれがあり、使ってはならないもの。)
- ・ 薬物(大麻、覚せい剤、MDMA、シンナー、トルエン等)を入手するために恐喝等の犯罪

B 警察等関係機関との連携

非行防止教室等の実施に際して関係機関や外部講師等との連携を図る際には、相手方を含めた全ての関係者にとって、非行防止教室等を開催するメリットの認識を一層深めていくことが必要である。また、学校の実情や児童生徒の興味・関心などを的確につかんだ上で適切な関係機関の外部講師や指導内容・方法等を検討することが重要である（外部講師と連携した指導方法の例として図5参照）。

図5



この点についての配慮が十分でなければ、発達段階上適切でない情報による悪影響や児童生徒の大人に対する不信感を与えかねない。具体的には、学校教員と外部講師が十分な打ち合わせを行ったり、学校の実態等に関する情報を積極的に提供することにより、相互理解の下に非行防止教室等を実施できる体制を構築することが重要である。このような認識が関係者の間で共有されない場合、非行防止教室効果等は限定的なものとなり、また、活動も一過性のものにとどまってしまうことが懸念される。

C 教育課程への位置付け

非行防止教室等を学校教育において位置づける際には、その教育的効果を一層高めるため、適切に教育課程に位置付けることが望ましい。具体的な教育課程への位置付けについては、活動のねらいや内容に則して、

- ・特別活動を中核として学校生活の充実向上を図る活動の中で展開すること

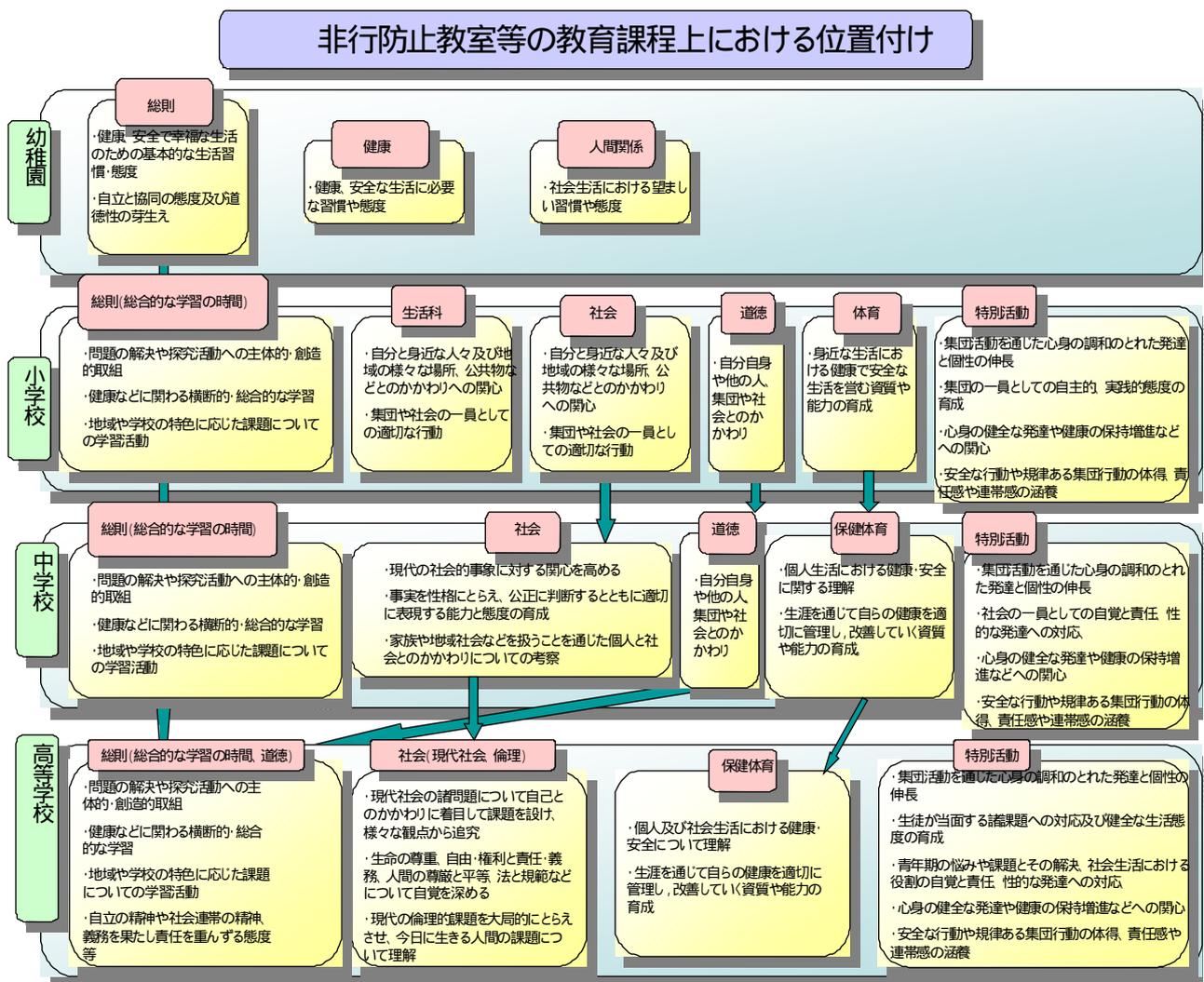
- ・関係機関の講師や地域の人々との交流など、体験的な学習を重要な活動方法の一つとする総合的な学習の時間や生活科において行うこと
- ・その他の教科等において現実との結びつきを深めた学習活動を行う観点から地域素材の教材化を図る中で扱うこと

などが考えられる。また、例えば学校行事で中核となる非行防止教室等を行い、それを総合的な学習の時間につなげて継続的に追究したり、児童会活動・生徒会活動として発展させたりするなど、これらを組み合わせて位置付けることも考えられる。

このように、各教科等のそれぞれの特質を踏まえ、非行防止教室等をどのように効果的に取り入れていくかについて検討することが必要であるが、各学校のねらいや地域の実情、学校段階や発達段階等を踏まえた系統的な指導の在り方については、本事例集に掲載している各事例等を参考にして、各学校においても、教育課程への位置付けについて常時見直しつつ実践を積み重ねていくことが必要である。(学校段階を踏まえた教育課程における位置付けとして図6参照)

なお、非行防止教室等の実施については、教育課程に位置付けないで行う方法もありうるため、各学校では、地域の実情に応じて適切な工夫を行うことが重要である。

図6



D 学校内における指導体制

学校において非行防止教室等の充実を図るためには、全教職員の協力の下に、校内の指導体制の確立を図ることが必要である。各教職員がそれぞれの役割を認識し、外部講師の選定、保護者や地域団体・住民との調整、休業日に非行防止教室を実施する際の勤務体制の調整などを適切に行うほか、実情に応じて、非行防止教室等の企画の中核となるプロジェクトチームを組むなど、協力的な指導体制を整備することも考えられる。

また、教職員が一体となって取り組むことが求められるとともに、校長が学校運営の方向性を明確に示し、学級や学年を超えて協力的な指導を行う体制づくりや、教職員が知恵を出し合い協力して取り組もうとする雰囲気醸成し、自校の児童生徒の姿に照らしつつ、非行防止教室等の重要性や取組の進め方などについて共通理解を図っていくことが大切である。

さらに、先進的な活動についての情報を積極的に収集し、それらを校内研修・研究に活用し、児童生徒が非行防止教室等を通じて学び成長する意義を十分理解し、その指導力を高めていく体制を整えることが大切である。

(2) 指導上のポイント

少年非行は身近な問題であることを自覚させるとともに、責任ある行動をとるような判断力を身に付けさせる。

A 児童生徒への接し方に関する基本的な方針及び個々の事例の取扱い

非行防止教室等において特定の非行行為等について児童生徒の内省を促すことも考えられるが、その際、子どもの自尊心を傷つけたり、失敗から立ち直ろうとする気持ちを減じてしまうことのないよう、十分に留意する必要がある。非行の原因や背景についての理解や、そこからどう立ち直っていったか（どう立ち直っていくべきか）について共感的に理解させることが重要である。児童生徒の問題行動を否定的にのみとらえて指導することは、必ずしも期待する効果が得られないことが多い。特に特定の行動を起こす児童生徒に対する否定的な見解を明らかにすることは、教師と児童生徒の関係を不安定な関係にしてしまうだけでなく、その児童生徒と他の児童生徒との関係までも対立的なものにする危険性がある。なお、非行防止教室等において少年非行の具体的事例を扱う際には、個人情報取扱いに留意する必要がある。

B 非行行為への誘惑や勧誘を「断る勇気」の育成

問題行動を起こす児童生徒がグループ化している場合などにおいては、非行行為を行わなければいじめや暴力行為を受けたり、疎外されたりしてしまうのではないかと不安に陥ったり、非行への勧誘、誘惑や脅迫などを受ける場合も考えられる。

こうしたことに対しては、先ず、非行防止教室等において取り上げる様々な非行行為が相互に関連性が強いことを理解させることが重要である。特に、万引き等初発型非行についても、これらの初発型非行がより重大な犯罪と結び付いていることを効果的に指導することが必要であり、こうしたケースにおいて、毅然として「断る勇気」をはぐくむとともに、具体的にどのような行動をとればよいかについて、効果的に指導していくことが重要である。

また、喫煙や飲酒等については、「それほど悪いことではない」、又は「自分には関係ない」

との認識を持つ未成年者が少なくないが、これらの行為がエスカレートして重大な犯罪に繋がる危険性もあることから、これらの喫煙や飲酒等についても非行防止教室等の対象として扱い、非行防止教室等の実施においては、「しないほうがいい」ではなく「自分自身も含め、絶対にしてはならない」ことを理解できるように指導する必要がある。

C 非行防止教室等における指導形態の創意工夫

非行防止教室等の実施の際には、一斉指導による講話、ティーム・ティーチング、シンポジウム形式、学級活動、児童・生徒会活動、グループ別学習、アンケート・調べ学習等の事前調査、キーワードに基づく自由な連想など、多様な指導の形について、それぞれの特質を理解した上で、どのような組み合わせにすることが効果的か検討することが重要である。

また、一方的指導に陥らず、子どもの積極的・主体的な参画を促し、問題解決能力を育てるための工夫が重要であり、例えば、児童生徒による劇や宣言文の作成、ディベートの活用など、社会性をはぐくむ観点をもって指導に当たることが大切である。

【対人関係能力の育成を図るための指導例】

構成的グループエンカウンター（事例5及び6参照）

リーダーが用意した演習によって作業・ゲーム・討議をしながら、集団の教育力を利用してふれあいを深め、自己理解、自己主張、他者理解、受容性、感受性、信頼性の体験を積んでいくことにより、対人関係能力の育成を図る

（非行防止教室等への応用例）

- ・なぜ悪いことをしてしまうのか、どうしたら悪いことをしないで済むようになるか自由に連想させ、学級内で発表させる

ロールプレイング（事例11参照）

児童生徒が様々な社会場面でとるべき行動を自発的、即興的に演じることで、自分自身を見つめ直し、他人の意見や立場を理解する態度を育成し、集団で生活していくための対人対処の能力を学習したり、豊かな人間関係づくりを進める

（非行防止教室等への応用例）

- ・児童生徒が商店主等万引きの被害を受ける側の役を演じて、万引き等の犯罪被害を受けた側の気持ちに立って考えるなど体験的な理解を図る

ソーシャルスキルトレーニング（事例10参照）

様々な社会的場面において、現在の状況を察知し、予測のもとに、他人に不快感を与えたり迷惑をかけたりせず、自分の感情をコントロールしながら適切な自己表現ができる能力を身に付ける

（非行防止教室等への応用例）

- ・友達より非行行為を行うよう勧誘したケースを想定し、適切に断るとともに、友達の非行行為もやめさせるコミュニケーションの在り方について考察する

ディベート（事例14参照）

一定のルールに基づいて論題を決定し、形式的に肯定側及び否定側を設定し、立論及び反対尋問、最終弁論などの過程を経て、優劣の評価を行うことにより、自らの信条と別に、物事を絶対化することなく相対化して発想することにより、相手の立場に立った思考や創造力、問題発見能力、意志決定能力などの育成を図る

(非行防止教室等への応用例)

- ・学校に携帯電話を持ち込むことの是非について、賛成派と反対派に分かれて議論を行う

D 道徳教育等との関連や法令等に関する指導

非行防止教室等は、規範意識の育成にとどまらず、根本的には問題を抱える少年の立ち直りの過程や性に絡む問題など、生き方教育にかかわる観点が多い。道徳教育や人権教育と適切な連携を図るなど、他の教育活動との関連付けを図り、様々な諸活動が相まって、道徳観・倫理観の醸成を図っていくことが重要である。また、非行防止教室等を通じた規範意識の醸成に関連して、法令等に関する指導を行う際には、次の点に留意する必要がある。

自由や権利には「責任」と「義務」が伴うということについて一層理解を深めさせること

法は一方的な規制ではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的に作るものという意識をはぐくむこと

法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても法について考え主体的に生きる力を養うこと

題材を用いて考えさせるに当たって、結論より筋道を立てて考えることの重要性を強調するとともに、場合によっては正解が一つではないことを理解させること

E 非行防止教室等を通じた児童生徒の生活習慣の改善

非行防止教室等において扱う内容の多くは、児童生徒の学校外における生活の在り方にかかわるものであることから、非行防止教室等における指導の中において、児童生徒の生活習慣の改善について触れることが重要である。特に、朝食や睡眠などの基本的な生活習慣が崩れれば心身の健康の維持が困難になること、金銭の使用に当たっては、保護者の了解や節度ある使用が求められること等について理解させることが重要であり、児童生徒一人一人について、望ましい生活習慣の定着を図ることが必要である。

また、喫煙や飲酒等については、未成年者の場合少量でも悪影響を及ぼしたり、依存性が強いこと等について一層の周知を図り、未成年者の喫煙・飲酒等の防止を徹底することが必要である。

(3) 非行防止教室等の評価

評価に関する基本的な考え方

学校が行う非行防止教室等の計画や実施に関する評価は、基本的には教育課程の評価の中で行われることになる。評価の視点としては、次のようなものが考えられる。

- 1 学校としての非行防止教室等のねらいの設定は適切であったか。
- 2 ねらいに沿って児童生徒や学校の実態等に応じて適切な内容が選択され、教育課程に適切に位置付けられたか。
- 3 実際の活動において児童生徒の活動が円滑に実施されたか。また、指導方法は適切であったか。
- 4 学校外の関係者や団体等との連携は円滑に行われたか。

外部との連携の評価に当たっては、活動の受入先や外部講師等との検討会を開くなどして情報を集め、次の活動の改善に役立てることが大切である。

2 教育委員会

教育的意義の周知

教育委員会においては、まず非行防止教室等の意義について、各種文書の発出、連絡協議会の実施、又は校長・教頭・生徒指導主事等の研修会等を通じて、学校現場や関係機関に周知を図る必要がある。その際、警察等関係機関と連携をとりながら、例えば警察官を講師として活用するなど具体的な実施方法に関する研修会を実施したり、本事例集等を活用しながら先駆的な非行防止教室等の取組をモデル例として周知・普及を図る等の取組も有効であるものと考えられる。

関係部局や関係機関との調整

非行防止教室等については、例えば指導事務主管部局や学校保健担当部局、生涯学習担当部局など、複数の担当部局がかかわるケースも考えられる。その際、各部局が実施している取組を適切に把握し、実情に応じて連携していくことが重要である。このため、日頃から各関係機関の担当者と顔見知りになり、上記のような取組の連携がとり易い下地作りを行うことが重要である。

また、各学校が円滑に非行防止教室等を実施できるよう、警察等の関係機関と教育委員会が非行防止教室等の開催にかかる指針や学校に出向く講師の確保等に係る指針や協定等を策定し、各学校や教育委員会に周知したり、非行防止教室等実施のための関係機関の協力者の人材バンクを作成して、そのリストを各学校に提供することを通じて各学校現場が非行防止等教室を実施しやすいような環境作りを行うなど、関係機関と連携して地域の実情に応じた非行防止教室等プログラムを開発していくことが求められる。

非行防止教室等に係る条例等の周知

児童生徒の非行防止や犯罪被害防止に関する諸課題については、各自治体において青少年健全育成条例等が策定され、関係機関の連携や有害環境対策のための取組にか

かる基本的な方針が示されていたり、児童生徒の健全育成及び保護の観点から罰金を伴う罰則が設けられている例がある。非行防止教室等の実施に際しては、これらの条例等の内容を踏まえ、地域の実情を理解した指導が各学校等において行われるよう、各教育委員会において、青少年健全育成条例等の周知に努めることが重要である。

非行防止教室等の開催を通じた成果の広報

児童生徒の非行防止、犯罪被害防止については、学校での指導と相まって、児童生徒が生活時間の多くを過ごしている家庭や地域社会での指導・援助も重要になる。このことから、学校における非行防止教室等を広く住民に公開し、場合によっては意見交換会を行って、学校・家庭・地域社会の連携を図る契機とすることも視野に入れることが重要である。

また、教育委員会においては、各学校で実施する非行防止教室等の開催日程を広報紙やホームページなどによって公開し、広く住民に非行防止教室等への参加を呼びかけるとともに、その実施の成果をホームページ等で広く広報することも考えられる。

3 警察関係

非行防止教室等においては、少年補導職員や少年警察部門の警察官が、外部講師として、実際の少年非行情勢に直結・即応した具体的な非行事例・犯罪被害事例等を題材として直接児童生徒に語りかけることにより、児童生徒にそうした行為の持つ社会的意味を強く意識付け、規範意識の向上を図ることが期待される。また、外部講師として参加する警察側にとっても、非行防止教室等は、少年警察活動の一環として少年の非行防止を図る上での重要な施策の一つである。

(1) 実施計画上のポイント

少年補導職員や少年警察部門の警察官が外部講師として非行防止教室等に参加する際、各手続の段階毎の留意点等は以下の通りである。

A 学校側からの外部講師依頼の受諾

学校・教育委員会が、非行防止教室等の開催を決定する際には、それぞれの学校・地域の状況に応じた開催趣旨を有している。外部講師を引き受ける警察側においても、予め学校側の状況・開催趣旨を把握し、それぞれの非行防止教室等の実施の趣旨に沿った形での参加ができるよう準備しなければならない。

このため、外部講師としての依頼を受ける際には、開催趣旨・背景事情、対象学年・人数、児童生徒の予備知識の有無、等について確認し、適切な派遣者を決定することが必要である。学校側においても、これらの事項を依頼時に十分に説明することが、後々の行き違いを防ぐ上でも重要である。

B 学校側担当者との打合せ

警察側派遣者と学校側担当者との事前の打合せについては、必要に応じ対面の形で行うことが有効である。特に、初めて訪れる学校で非行防止教室を実施する場合には、会場、使用機材の状況等を確認しておくため、学校を訪れての打合せを行うことが望ましい。また、学校を実際に訪れ、児童生徒の普段の様子等を知っておくことは、講話の内

容を充実させる上でも重要である。

事前の打合せにおいては、実施会場の様子、使用可能な機材といった物理的な事項のほか、当日の流れ（教員による補助・共同実施（ティームティーチング）の有無）、指導に当たっての留意事項（特に取り上げてほしい話題、避けるべき話題等）について確認をし、併せて学校側への要望事項（事前指導の実施等）があれば伝えておくことが必要である。

C 講話内容の作成

非行防止教室等における講話内容については、児童生徒の規範意識向上に向け、児童生徒の発達段階に応じて、

- ・ 非行の誘いを断る力を身につける
- ・ 日常生活での危険を予測し、回避する力を身につける
- ・ 非行が少年自身や周囲に及ぼす影響を理解する
- ・ 犯罪に当たる行為、罪を犯した場合の刑罰・処分について理解する

ことを基本とすべきである。

また、個々の事例選定・講話作成に当たっては、更に以下のような事項に留意が必要であろう。

抽象的な表現ではなく具体的事例を用いて、児童生徒の理解が深まるような内容とする。ただし、犯罪の手口を教えるような情報は避ける。

非行を犯した場合には法的な制裁を受けるということだけでなく、事案に巻き込まれ被害に遭う、後ろめたい気持ちを引きずる、不正な行動パターンを学習してしまうため大事なときに大きな失敗をする等といった内容についても伝える。

児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、傷つけるような内容は避ける。また、すでに問題行動を起こしている児童生徒の劣等感を助長させ、立直りの途が閉ざされていると思わせるような内容は避ける。

被害防止に関して事例を取り上げる際には、犯罪者が結果的に法的制裁を受けたことも伝える等配慮する。

なぜ、非行に走るのか根本的な原因（挫折体験、友人関係等）にも焦点を当てて、それらの問題解決のための方法等を示す。

ある程度実績が蓄積されている場合には、具体的な講話例を集めたマニュアルを作成し、実施担当者に提供することも有効である。

（２）指導上のポイント

A 明確さ、わかりやすさ

題材として、児童生徒が身近に感じる事例を取り上げるほか、分かりやすい統計資料を利用し、説得力を持たせる。

パワーポイントやビデオ、実物投影機を利用するなど、視覚に訴える教材を利用するなど工夫をする。

一方的な講話ではなく、児童生徒が参加できたり、発言できる機会を設ける（×クイズ、ロールプレイング等を導入し関心を持たせる）。なお、児童生徒の発表した内容が間違っていた場合、正しい回答を示しつつ、積極的に考え発表できたことはきちんと評価するなど配慮する。

関係者間でしか通用しないような専門用語については、予め平易な言葉での言い換えを考えておく（この点については、事前の打ち合わせの際に、学校側担当者に助言を得ることも有効である。）

保護者が参加している場合には、警察としての情報発信の機会でもあることに配慮し、児童生徒を非行から守るための呼びかけを行うなど、当事者意識を持ってもらうよう留意する。

B 話し方について

はっきりとした発音で、ゆっくりと話すこと。マイクの距離と自分の声の感じを聞きながら、位置を調整するとよい。

声の強弱を変える（強調したいことを強く）、間の取り方に気を付ける（大切なことを話す前は一呼吸おく）など、メリハリをつけ、単調にならないようにする。

児童生徒の反応を確かめながら話す（質問したら考える時間を与える等）。

C その他

具体的事例の説明に当たっては、個人のプライバシーの保護に注意すること。

警察組織の一員であることを自覚し、特定の個人・団体を誹謗中傷するとの誤解を与えるなどしないよう、発言・行動に留意する。また、学校の教育活動であることに配慮し、警察の立場のみからの発言とならないよう留意する。

説明に当たっては、犯罪組成物等の実物、写真、模造品を示して行うことが効果的な場合も多いが、その呈示物の取扱いには十分注意し、児童生徒の心情に与える影響等にも配慮する。

全ての学校において非行防止教室等を開催するため、現役警察職員のみでは講師が確保できない場合には、必要に応じ警察OB・少年警察ボランティア等の人材を活用することも検討する。その際には、適切な人選となるよう十分に配慮する。

ロールプレイングなど児童生徒の参加を得る場合には、場が混乱しないよう適宜教職員の協力を求める。

このほか、「1 学校」「(2) 効果的な指導のポイント」における記載事項（P 18～20）も参考とする。

(3) 各テーマに応じた指導内容の例

A 恐喝、暴力行為、集団リンチ、暴走行為等の集団型非行（事例1, 6及び10参照）

ア 実態と法の規定の理解

- ・ 地域の非行集団や暴走族などにより、傷害や恐喝等の粗暴犯、ひったくりや路上強盗等の街頭犯罪が目立っており、凶悪化傾向が特徴的である。
- ・ 集団によっては、地域非行集団や暴走族が暴力団と結びついて、上納金を強要されていた事

案もある。

- ・ 暴力に至る動機は、「ガンをつけた（相手と目があつた）」「バカにされたように見えた」「言葉遣いや態度などが生意気だ」「グループから抜けようとした」等が目立っている。
- ・ 集団に入ること、罪悪感がマヒするとともに、共犯者がいることで仲間の目を意識し、行動がエスカレートしてしまう。
- ・ 学校内におけるけんか（生徒間暴力）対教師暴力についても、犯罪に当たることを明確に伝える。
- ・ 被害者の手記等を題材として、被害者の事件後の苦悩やトラウマ等を知る。
- ・ 傷害罪は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に当たる犯罪。
恐喝罪は、10年以下の懲役に当たる犯罪。
強盗罪は、5年以上の懲役に当たる犯罪。
ひったくりは窃盗罪で、10年以下の懲役に当たる犯罪だが、場合によっては強盗罪に当たることもあり、被害者が怪我をすれば、傷害罪や強盗致傷（無期又は6年以上の懲役）に問われる。

イ 非行集団の特異性

- ・ 非行集団の背後には、暴力団が関与し、違法行為を強要されたり、上納金を要求される例も少なくない。そして、非行集団の仲間や暴力団は、アメとムチを使い分けながらメンバーの脱退を阻止している。時には、カネの要求やリンチなどの暴力等により恐怖心を煽っており、抜けようとしてもなかなか抜けられなくなる。
- ・ 一方で、自立心が乏しく「遊ぶ仲間がいればいい」「カッコよければいい」との気持ちから、自ら集団に居続ける場合がある。
- ・ 集団から誘いを受けたとき又は集団から抜け出ようとするときには、保護者、教師など周囲の大人及び警察等関係機関に相談をする。

ウ 関係法令

刑法（204条、208条、222条、223条、236条、240条、249条）

B 万引き等の初発型非行（事例2, 3, 4及び5参照）

ア 実態と法の規定の理解

- ・ 平成15年中に全国で初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領）により検挙された少年は、104,180人で刑法犯少年全体の72.1%である。
- ・ 盗みの動機として当初は、「欲しくて我慢できない」「ストレスのはけ口」「友人からの誘いを断り切れずに」などであるが、盗みが常習的になると、「盗むときのハラハラする緊張感を求めて」「カネを払って買うのがバカらしくなる」など罪悪感と規範意識が低下する。
- ・ 万引き、自転車盗、バイク盗は、刑法の「窃盗罪」で、10年以下の懲役に当たる犯罪であつて、「カネを払って返せばいい」では済まない。
- ・ 例えば、バイクを盗み、無免許運転で歩行者を死亡させた場合、窃盗罪、道路交通法違反、業務上過失致死に問われることとなり、加えて被害者遺族への損害賠償責任が生じ、刑事責任と民事責任を負うこととなる。また、事後、運転免許試験に合格した場合でも、免許の拒否という行政上のペナルティも受けることもある。
- ・ 第三者が盗んだあと放置するなどした物を自分の物にすることも、刑法の占有離脱物横領という罪になり、懲役1年以下又は罰金10万円以下の犯罪である。
- ・ 盗みが発見され警察に補導された場合の少年の処遇の流れを説明する。

に走ることがある。

- ・ 乱用のきっかけは、薬物に対する間違った認識、日常生活からの逃避、興味や好奇心、友人からの誘いなどである。

ウ 誘いを断る意志とスキルの育成

- ・ 違法な薬物を乱用することのデメリットを考える。
- ・ 違法な薬物を誘われたときの断り方を訓練し、万が一、誘われた時の対応を事前に学習して身につける（ロールプレイングが有効）

エ 関係法令

覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、毒物及び劇物取締法

【各薬物の薬理作用】

薬物が心身に及ぼす作用の特徴

精神作用物質の心身に及ぼす作用の特徴

(平成10年度厚生科学研究費補助金(医薬安全総合研究事業)薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療の在り方についての研究班版)から

中枢作用	薬物のタイプ	精神依存	身体依存	耐性	催幻覚	乱用時の主な症状	離脱時の主な症状	精神毒性	分類
抑制	あへん類 (ヘロイン・モルヒネ)	+++	+++	+++	-	瞳孔散大、縮瞳、便秘、呼吸抑制、血圧低下、傾眠	瞳孔散大、流涕、鼻漏、嘔吐、腹痛、下痢、焦燥、苦悶	-	麻薬
	バルビツール類	++	++	++	-	鎮静、催眠、麻酔、運動失調、尿失禁	不眠、振戦、けいれん発作、せん妄	-	向精神薬
	アルコール	++	++	++	-	酩酊、脱抑制、運動失調、尿失禁	発汗、不眠、抑うつ、振戦、吐気、嘔吐、けいれん発作、せん妄	+	その他
	ベンゾジアゼピン類 (トリアゾラム等)	+	+	+	-	鎮静、催眠、運動失調	不安、不眠、振戦、けいれん発作、せん妄	-	向精神薬
	有機溶剤 (トルエン、シンナー、接着剤等)	+	±	+	+	酩酊、脱抑制、運動失調	不安、焦燥、不眠、振戦	++	毒物劇物
	大麻 (マリファナ、ハシッシ)	+	±	+	++	眼球充血、感覚変容、情動の変化	不安、焦燥、不眠、振戦	+	大麻
興奮	コカイン	+++	-	-	-	瞳孔散大、血圧上昇、興奮、けいれん発作、不眠、食欲低下	2 脱力、抑うつ、焦燥、過眠、食欲亢進	++	麻薬
	アンフェタミン類 (メタンフェタミン、MDMA等)	+++	-	+	- ₃	瞳孔散大、血圧上昇、興奮、不眠、食欲低下	2 脱力、抑うつ、焦燥、過眠、食欲亢進	+++	覚せい剤 4
	LSD	+	-	+	+++	瞳孔散大、感覚変容	不詳	±	麻薬
	ニコチン (たばこ)	++	±	++ ₅	-	鎮静あるいは発揚、食欲低下	不安、焦燥、集中困難、食欲亢進	-	その他

(注)精神毒性:精神病を引き起こす作用
せん妄:不安、不眠、幻視、幻聴、精神運動興奮

- 1: 法律上の分類
- 2: 離脱症状とはいわず、反跳現象という
- 3: MDMAでは催幻覚+
- 4: MDMAは法律上は麻薬
- 5: 主として急性耐性

+ -: 有無及び相対的な強さを表す。ただし、各薬物の有害性は、上記の+-のみで評価されるわけではなく、結果として個人の社会生活および社会全体に及ぼす影響の大きさをも含めて、総合的に評価される

D 児童生徒の犯罪被害防止(事例11, 14, 15, 17及び18参照)

ア 被害実態

- ・ 平成15年中に全国で少年が被害者となった認知件数は、385,762件で、前年より5%減少しているものの、凶悪犯・性犯罪の被害は増加している。
- ・ 地域における犯罪等の被害実態を情報提供するとともに、受講対象の学齢について、どのような犯罪が、何時、どこで発生しているか、被害に遭わないための具体策と併せて指導する。
- ・ 児童生徒が日常の行動範囲を確認し、危険個所のチェックを行い、「地域安全マップ」を作成することも効果的である。その際には、危険個所へは近づかないことや、具体的な防犯対策について併せて指導する。

- ・ 犯罪の被害を受けたことに伴い、直接的被害に加えて精神的打撃をも受け、トラウマ（心の傷）が発生し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題を抱える場合も見られるなど、日常生活に様々な影響を及ぼす。
- ・ 被害者の手記等を題材として、被害者の事件後の苦悩等を知らせる。

イ 被害防止に関するスキルの育成

- ・ 治安が悪化している現状においては、犯罪の被害を100%防ぐことは難しいとの認識を持つとともに、自分自身による危機管理の意識を持たせる。
- ・ 学齢に応じた被害場面（連れ去り、ちかん、性犯罪、ひったくり、乗り物盗、恐喝等）を想定し被害に遭った時のノウハウを学習し身に付ける（ロールプレイングによる指導が効果的）。
- ・ 例えば、対象が小学生であれば、「外では一人で遊ばず、暗くなる前に家に帰る」「知らない人についていかない」「出かけるときは行き先、帰宅時間を保護者に告げる」などを繰り返し教える。また、危険なことがあった時は、110番通報できるように指導する。
- ・ 地域によって有効な防犯グッズを紹介するとともに、例えば、防犯ブザーであれば、実際に鳴らす訓練をする。

E 携帯電話等が関係した性の逸脱行動（事例14及び15参照）

ア 実態と法の規定の理解

- ・ 性非行に絡んだ少年を取り巻く有害環境としては、テレホンクラブ、出会い系サイトが挙げられる。特に近年、情報化社会の進展により、少年による携帯電話等を通じて、出会い系サイトを媒介とした売春事案（いわゆる援助交際）が目立っている。
- ・ どんな理由があろうと自らの身体を売る援助交際はしてはならない。
- ・ いわゆる児童買春児童ポルノ禁止法（平成11年11月施行、平成16年7月改正法施行）において、18歳未満の児童にお金を払ったり物品をあげて児童を買春する行為は5年以下の懲役または、300万円以下の罰金に当たる犯罪とされている。
- ・ テレクラ、出会い系サイトなどの有害環境を利用する男性側の多くは、性行為が目的で利用している。
- ・ 性非行で補導された少女は、その理由として「おカネが欲しい」「ブランド物が欲しい」など自分の欲求を満たすためのものが目立っている。
- ・ 性の開放化が進む現代社会では、一部の雑誌やマスコミ等で性に関する様々な記事が、興味本位で取り上げられている場合がある。
- ・ いわゆる出会い系サイト規制法（平成15年9月施行）では、インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト」）利用による不正誘引行為（例：大人が児童に「性交渉」を持ちかけること、児童自身が「援助交際」をもちかけること）は、100万円以下の罰金に当たる犯罪とされている。

イ 被害に遭わないために

- ・ 不審なサイトやメールにアクセスしたり返信しない。
- ・ インターネット上では「なりすまし」をすることが可能であるため、年齢、職業等を偽っている危険性があり、強制わいせつなど性犯罪の被害に遭う可能性がある。
- ・ 安易にメールを通じて友達（いわゆるメル友）になると、脅迫されたりストーカーの被害に遭う可能性がある。
- ・ 「自分を大切にすること」の意味を伝え、自己肯定感を育てる。
- ・ 保護者に対しては、携帯電話の接続制限（フィルタリング）機能を紹介することも有効であ

る。

ウ 関係法令

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

4 保護者や地域との連携

家庭、保護者へのアプローチ

家庭での親子関係の中ではぐくまれる家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす。できるだけ多くの非行防止教室等及び関連する学校内外の取組において、保護者が広く参加できるよう配慮することが求められる。非行防止教室等を開催する学校等は、積極的に子どもの保護者などの家庭に非行防止教室等の成果や課題を周知するとともに、各家庭に「自分の子どもの問題、自分自身の問題」と受け止めてもらい、適切な指導の在り方について共に考えてもらうよう呼びかけることが重要である。

なお、授業参観や学校開放時、地域で実施している啓発運動等と連携した非行防止教室等を開催することも効果的である。

家庭や地域の取組との積極的な連携

非行防止教室等の開催にあわせて、関係機関や地域住民、教員と保護者が、地域懇談会や保護者会等を通じて、情報交換や意見交換を行う場や機会を設定することも重要である。学校と保護者等との情報交換、意見交換の場において提起された、地域の犯罪・非行に対する実情や問題意識を適切に把握し、今後の非行防止教室等の取組内容にフィードバックすることが望ましい。また、こうした場を活用して、学校等が自らの取組を保護者や地域社会に積極的に周知し、また、保護者や地域社会からも意見や要望を聞くなど、地域との連携を一層深める観点から取組を進めていくことが重要である。

非行防止教室等の開催に関する積極的な情報提供

各学校において非行防止教室等の場や機会の充実を図ることは、特色ある教育活動の推進や地域に開かれた学校づくりの大きな契機や柱となり、学校の教育目標や運営の方針、教職員等の組織、保護者や地域との関係など学校改善に広くかかわるものである。非行防止教室等の成果や取組状況に関する評価を、このような学校運営の観点からの学校の自己点検・評価の中に位置付けることも大切である。

特に、非行防止教室等に参画した関係機関等の外部講師に対しては、指導による成果や課題をフィードバックしていくことが、講師の指導力の向上や、学校と関係機関等の一層の共通理解を図るためにも重要である。こうした情報交換を通じて、非行防止教室等の取組が継続・発展していく機運が醸成されることが期待される。